

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

2013.6.1 発行

発行

一般社団法人
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1
SCビル2F

TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140

第82号

ケアマネ SAPPORO

P1~2. 札幌市ケアマネ連協 会長 村山 文彦 『地域包括ケアと介護支援専門員』

P3. 札幌市からのお知らせ 『若年性認知症の支援について』

P4. 岩見コラムVOL8 『利用者と家族との関係』 NPO法人シーズネット代表 岩見 太市

P4. こんにちは！窓口

P5. 平成25年度一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会事業計画、予算、決算

P6. KPC24 きらり★ポジティブケアマネジャー [~ケアマネ奮闘記~ (社福)札幌市社会福祉協議会 中央相談センター 島崎 顕生]

P6~7. ケアマネあるある！

P8. 掲示板 第1回札幌市ケアプラン指導研修会、ケアマネ受験対策講座のご案内



地域包括ケアと介護支援専門員

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会

会長 村山 文彦

札幌市介護支援専門員連絡協議会が一般社団法人化され1年が過ぎました。多くの会員や役員、札幌市、関係団体、そして事務局に支えられ歩んできた1年でした。

また、法人化により保険者である札幌市との連携がより一層強化され、より具体的な私たちによる私たちのためのケアマネの資質向上に向けた取り組みが推進された年でもありました。

2025年というシンボライズされた年に向かって、地域包括ケアシステムの構築に向けた国策が展開されています。札幌市も地域包括ケアに向けた取り組みがすすめられているところですが、その流れの中にわたしたちケアマネ自身もいることを各々のケアマネも自覚する必要性を最近感じています。

地域包括ケア推進に向けての取り組みが徐々に加速されてくる中、その中心となるべきケアマネに対する「あるべき論」がヒートアップし、その「あるべき姿」と現状のケアマネ像との格差が、昨今のバッシングの根源となっているように思います。「あるべき姿」を具現化されるための様々な取り組

みの議論のひとつが「あり方検討会」でもあり、その議論の中でケアマネそのものや施設ケアマネの不要論がでたのも周知の通りです。

介護保険制度の中心的役割は私たちケアマネが担っていますので、生活圏域ごとに考えられる地域包括ケアシステムの中においても、その位置づけは重要なものとなります。障がいや病気や認知症や精神的疾患をもっている、できるだけ住み慣れた地域で暮らし、看取りまで行っていく地域包括ケアシステムの完成形は、住まいが病院や特養の個室であり、医療・介護などの様々な社会資源がまるで病院や施設にいるようなサービスを提供することで、安心した生活を送ることを支援するものであるとも言えるでしょう。

そういったケアの高齢者領域のコーディネイトをするのがケアマネであるわけです。

そのために求められるケアマネの資質として、自立支援や介護予防に資するアセスメントやプランニングはもとより、積極的な医療連携、医療的知識、相談援助技術、自己決定に関する権利擁護の意識、

口腔ケア、栄養改善、認知症患者を地域でサポートする能力、ネットワーク構築力などが考えられます。

ケアマネに不足している能力が医療に特化したもののような風潮になっている気がしますが、相対的に考えると実は介護系や医療系や福祉系のそれぞれのケアマネ基礎資格の知識の融合されたものが必要なのであって、私たちは基礎資格以外の領域の知識の吸収やケアマネ相互のネットワークによる専門知識の共有化をすすめていかなければならないのだと思っています。

日本ケアマネジメント学会橋本泰子理事長は「ニーズレーター」の最新号の論壇において、「介護保険制度の効率的運用が問われ、介護支援専門員の資質向上が課題とされる背景には、増嵩する社会保障関係支出の効率化・合理化という課題がある。生活保護法は改正を求められながらも、改正には多面に及ぶ課題があって長い間棚上げされてきたが、ついに制度改正に着手した。人口構造の変化のなか、状況はそれほど逼迫しているということである。しかし、なぜ介護保険制度において、居宅サービスだけを給付抑制のターゲットとし、その利用を支援する介護支援専門員の資質向上を問うのであろうか。社会保険制度としては、医療保険には原則的に給付制限がない。介護保険においても介護保険施設に対して、「保険給付の利用抑制に努めること」などという“御触れ”を聞いたことがない。居宅介護における介護給付の効率化に努めないのは介護支援専門員の資質が低いからだとし、居宅の介護支援専門員だけに原因を求めるといった考え方は妥当なのであろうか。」と述べています。ケアマネに対しての一点集中の攻撃の中には、介護保険法上の任意資格であるケアマネの危うさや、他の国家資格からみた優位性の格差があるのかもしれない。

また、ケアプラン1割負担の導入問題についても、本会でも道協会や日本協会と連携し過去2年連続で阻止をしているところですが、経団連の「社会保障制度改革のあり方に関する提言」（平成24年11月20日公表）では、改めて「ケアプランの作成へ利用者負担の導入」が掲げられています。経団連は政治力もある経営者団体で、介護保険では第2号介護

保険料の事業主負担を担う立場であり、その介護保険料の「事業主負担」は2兆円ともいわれて言われています。これまでの1割負担導入阻止のケアマネ側の反対理由として、「利用料を徴収することで、ディマーズに引っ張られたプランを強要される可能性がある」としていましたが、様々なケアマネに対する調査研究で、ケアプラン作成に際し、一部のケアマネが十分なアセスメントなしに本人家族の言いなりのプランを作成しているという調査結果なども出されていることもあり、この大義名分も「黄門さまの印籠」としての光を失ってしまった感があります。

そんな中、日本協会の木村隆次会長が「国家資格化と1割負担阻止」を掲げて参議院全国区での立候補を表明しました。医師会や看護協会、老協など国会議員を輩出している業界団体も少なくなくわけですが、ケアマネもその仲間入りできる可能性があるということ期待をもちています。

職能団体は、地方組織と県・道単位組織、全国組織では、それぞれの役割は違うのだと思っています。私たちのような地方組織はケアマネ相互や他職種や保険者との連携、地域包括ケアの仕組みづくりへの参画、ケアマネの資質向上のための研修会等がその役割です。全国単位の組織は、介護支援専門員の待遇や資格や報酬や養成体系などについて、国などを相手にして交渉していく役割です。そして、県・道組織は、それぞれの地域のケアマネの実態や要望や、地域独自の課題などを集約し、全国組織に伝えていく仕事です。そのどれが欠けても、私たちの仕事を守っていくことができません。

このような混沌とした時期だからこそ、ケアマネ同士が協力し合い、職能団体の機能を理解し合い、知恵を寄せ合い、団結力を高めて乗り越えていくことが必要なのだと思います。



札幌市からのお知らせ

若年性認知症の支援について

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 認知症支援担当係長 阿部 位江子

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加していますが、認知症についての理解や支援体制の整備は徐々に進んできています。

一方、64歳以下で発症する「若年性認知症」については、ご本人やご家族を含め、周囲の認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が困難になるケースや、診断されていても、活用可能なサービスが十分でないことから、経済的な面も含め在宅生活の継続が難しくなるケースなどが多いといわれています。

札幌市における若年性認知症の方の推計値は、平成19年度の実態調査で450名あまりとしており、北海道の調査（平成24年度）では、道内おおよそ800名と推計されております。

数的に多いとはいえませんが、担当するケアマネジャーには、ご本人やご家族の心の葛藤、経済的な問題、受け入れサービスの調整等、疾病理解はもちろんのこと、より個別性を重視した支援を提供するための多くの引き出しが求められます。

今回は、若年性認知症の方とご家族を支援する際の引き出しの一部についてお伝えしたいと思います。

1 若年性認知症の方とご家族を理解する

若年性認知症の方は、若く体力があり活動性が高いという特徴がありまだ「できる」「できている」という意識もありますが、発症後は失職を余儀なくされるケースが多く、役割の喪失から不安、苛立ち、落ち込みという精神的に不安定な状況に陥りやすくなります。

また、そのようなご本人を支える家族も、現役世代の方が多く、介護と仕事や家事との両立、経済的な不安に悩まされています。

札幌市では、このようなご本人、ご家族の置かれている状況や利用できる保健福祉サービス等を紹介した手引きを平成25年3月に発行し、市内の居宅介護支援事業所に配布いたしました。

まだ残部がありますので、ご希望の場合は、札幌市介護保険課までお問い合わせください。



(若年性認知症の人と家族への支援の手引き)

2 若年性認知症の方を受け入れている事業所や施設を把握し、連携を深める

若年性認知症の方が利用できる事業所や施設が少ないという声を受け、札幌市では、平成24年度に市内の通所系、グループホーム、施設における受け入れ実態調査を行いました。調査結果の概要は、平成25年1月24日の「若年性認知症従事者向け研修会」で報告したところですが、今後は札幌市のホームページ上でも公開を予定しています。

3 家族会やサポートセンターを活用する

若年性認知症の方とご家族を支える家族会のひとつに「北海道若年認知症の人と家族の会（北海道ひまわりの会）」があります。平成24年10月にはこのひまわりの会が母体となり、「NPO法人若年認知症北海道サポートセンター」が設立されました。このセンターではご本人やご家族の交流や相談をとおり、若年性認知症の方の「役割の獲得」や「居場所づくり」についても取り組んでいく予定です。

ケアマネジャーとして、介護保険サービスにとどまらない支援の輪を拡げていくことが大切です。

岩見コラムVOL.8 『利用者 と 家族 と の 関 係 』 NPO法人シーズネット代表（札幌市ケアマネ連協初代会長） 岩見 太市



ほくは今ご承知の通りがんという病氣と闘っており、心身ともに健康な状態ではありません。日常生活でも自分ではできなくなったり、体力の低下でいろんな不便な暮らしになってしまいます。

要介護状態の方も多分ほくのような状態の方が多いと思いますが、そうなれば在宅生活を送る場合はどうしても家族に依存せざるを得なくなってしまう。

そうなるとう家族に対しては弱い立場になってしまい、介護保険サービスでも自分の希望より家族の希望が優先され、不満があっても言えなくなって不本意ながら家族の言うとおりに従わざるを得ないのが現状です。

そんな時に頼りにしたいのが利用者本人の立場に立って代弁者となり、本人が希望する方向に家族を説得してくれるケアマネさんの存在です。

傾聴で利用者本人の望みをキチッと認識して家族に接してくれるケアマネさんがひとりでも多くなることを願っています。



こんにちは！窓口

顔の見えるつながりをコンセプトに行政や地域包括支援センターの主任ケアマネなどケアマネジャーと関わりの深い方々をご紹介します。

中央区保健福祉課
保健支援係長
清水川 靖子 さん



4月より10数年ぶりに介護の現場に戻ってきた中央区保健支援係長の清水川です。介護の現場は右肩上がりの高齢化を背景に、在宅ケアの課題がより一層深刻になっていることを、今まさに肌で実感しているところです。これまで、介護の現場を第一線で支え、繋げてきてくださったケアマネの皆さん。どうぞよろしくお願いいたいです～！微力ではありますが、皆さんと札幌の未来に向けて一緒に頑張っていきたいと思っています。

中央区第1地域包括支援センター
主任ケアマネ 梅津 ゆたか さん



地域包括ケア推進には、多様なネットワークが不可欠ですが、ケアマネジャーの皆さんは、まさに中核的な存在です。ケース検討や研修会の開催、事業所訪問等を通じ、身近な顔の見える関係づくりの重要性を実感しています。今後ともよろしくお願いいたいです。

中央区第2地域包括支援センター
主任ケアマネ 清水 雅寿 さん



中央区第2地域包括支援センターの主任介護支援専門員 清水 雅寿です。地域の方々やケアマネジャーの皆さんと共に、色々なケースに係わっていきたくと思っています。少しずつですが、皆様の居宅介護支援事業所へも挨拶に伺わせていただきたく思いますのでよろしくお願いいたいです。

中央区第3地域包括支援センター
主任ケアマネ 岡田 明央 さん



中央区第3地域包括支援センターの主任ケアマネジャーになりました。居宅介護支援事業所の皆様のところにご訪問をさせていただき、交流を深めて行きたいと思っています。また、居宅介護支援事業所の皆様のサポートも全力でさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたいです。

平成25年度 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 事業計画

基本方針

市民の市民による市民のための介護文化の創造を目指し、次の4項目を活動指針とする。

1 市民に見える事業展開を図る

介護支援専門員は、どのような役割を持ち、どのようなことをするのか、市民の理解がまだまだ足りない状況にある。

利用者による選択と決定を前提とした介護保険には、成熟した市民社会の構築とそれを支える介護支援専門員の具体的な事業展開が求められる。

そのため、公益的事業を増やし、市民への働きかけを促進する。

2 専門性の追求を図る

介護支援専門員の存在価値はその専門性にある。そのため、基礎から専門まで一貫した研修体制を確立することを目指す。また、介護支援専門員自らがケアマネジメントなどに関する調査研究を行うことで専門性を追求し、札幌市という風土に合ったケアマネジメントの確立を図る。

3 介護支援専門員間の共通基盤を探り、これを構築する

多職種を受験資格とした介護支援専門員の土俵は「地域」といえる。地域を意識した区支部単位の積極的な活動が求められる。そのため、区支部活動の一層の活発化を図る。

4 一般社団法人としての円滑な活動の推進を図る

公益的事業を担う責任ある団体として独立した活動を推進するため、規定や事務局の基盤整備、委員会等の機能強化を図ることで、円滑な法人運営の定着を目指す。

事業計画

【会務の運営】

- 1 定時総会の開催
- 2 理事会の開催(年6回程度)
- 3 正副会長会議の開催(必要の都度)
- 4 種委員会の開催(必要の都度)
- 5 懇親会の開催

北海道、医師会、北海道ケアマネ協会、MSW協会等との懇談会を開催し、情報の共有化を図る。

【広報活動】

- 1 ケアマネSAPPOROの発行(年6回)
- 2 ホームページの運営

会の紹介、研修案内、札幌市の情報提供、求人広告等の掲載

3 会員募集の拡大

【区支部活動】

- (1) 支部定例会(情報交換又は学習会)の開催(各区年4回以上)
- (2) 役員会の開催(必要の都度)

【委託事業】

1 札幌市ケアプラン指導研修の開催

介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図り、ケアプラン及び介護保険サービスの質を確保することを目的に開催する。

- (1) 全体研修の開催(年2回)

・1回目:平成25年6月25日(火) 札幌コンベンションセンター

テーマ「地域包括ケアに資するケアマネジャーの役割(仮)」

講師 厚生労働省老健局振興課

地域包括ケア推進官(併任)課長補佐 岡島 さおり 氏

・2回目:平成25年8月27日(火) 札幌コンベンションセンター

テーマ「ケアマネジャーに求められる事～地域包括ケアシステムを踏まえて」

講師 佐藤 信人 氏

- (2) 各区ケアプラン指導研修(各区年1回) 11月～12月

2 札幌市介護支援専門員指導者研修の開催

包括支援センター及び区保健支援係を対象として、地域のケアマネジャーをスーパーバイズできるような知識・技術習得を目的に開催する。

平成25年10月または11月頃予定

3 札幌市予防給付ケアマネジメント研修の開催

利用者の自立支援に資する予防ケアプランの立案に関わる知識・技術の習得を目的に開催する。平成25年7月頃予定

4 札幌市介護支援専門員新任研修の開催

新任者を対象として、ケアマネとしての基本姿勢や基本的実務の習得を目的に開催する。平成26年3月13日(木) 予定

5 高齢者虐待防止リーフレットの作成(新規事業)

介護支援専門員へ向けた高齢者虐待防止リーフレットを製作し配布する。

【自主事業】

1 介護支援専門員受験対策講座の開催

介護支援専門員資格取得を支援するために開催する。

前期 平成25年7月20日(土) 札幌市社会福祉総合センター4F

後期 平成25年9月7日(土)、9月8日(日) TKP札幌ビジネスセンター

2 市民のための介護保険・ケアマネフォーラムの開催

市民の方々に介護支援専門員の役割を理解してもらうことを目的に開催する。〔24年度同様に札幌市介護保険サービス事業所連協との共催予定〕

平成25年10月予定

3 テーマ別・資質向上研修の実施

ケアマネの資質向上に向けてテーマ別に研修会を実施する。

7月、9月、11月、1月、3月を予定

4 施設ケアマネ向け事業の実施

施設ケアマネに向けての情報交換会・研修等を実施する。

5 事業所ガイドブックの製作・販売(新規事業)

ケアマネ業務を支援するために札幌市内の福祉事業所ガイドブックの製作、販売を検討する。

【その他】

1 関係団体との連携・共催

- (1) 札幌市社会福祉協議会
- (2) 札幌市老人福祉施設協議会
- (3) 札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会
- (4) 北海道在宅医療推進フォーラム実行委員会
- (5) NPO法人シーズネット
- (6) 北海道介護支援専門員協会

2 アンケートの実施

3 外部委員会、講演会等への会員の派遣

4 会員の研究・調査等に対する支援・協力

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 H25予算・H24決算

【事業活動収入】

項目	H25予算額	H24決算額	備考
入会金収入	110,000	117,000	入会金
会費収入	5,170,000	5,110,000	年会費
事業収入	2,700,000	2,714,435	各研修事業参加費
補助金等収入	5,040,000	5,040,000	研修事業補助金
雑収入	301,800	4,458,741	広告手数料等 ※24年度は祝賀会参加費や受贈益含む
事業活動収入計	13,361,800	17,440,176	

【事業活動支出】

項目	H25予算額	H24決算額	備考
事業費支出	11,508,983	10,591,850	事業活動に伴う費用
管理費支出	1,852,817	2,258,817	法人運営に伴う費用
事業活動支出計	13,361,800	12,850,667	
事業活動収支差額	0	4,589,509	
投資活動収入計	0	567	積立預金利息の調整額
投資活動支出計	0	87	積立預金利息の調整額
投資活動収支差額	0	480	
財務活動収入計	0	0	
財務活動支出計	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
予備費支出	0	0	
当期収支差額	0	4,589,989	
前期繰越収支差額	4,589,989	0	
次期繰越収支差額	4,589,989	4,589,989	

去る5月17日(金)に開催されました平成25年度定時総会にて、各議案が承認されましたことをお知らせいたします。

総会の開催要件につきましては、総会開催定足数が668名以上(総会員数1,335名の過半数)であり、委任状・書面表決書・当日出席者の総数が866名となり有効に総会は成立いたしました。

また、議案事項である、平成24年度事業報告、決算報告につきましても、書面表決承認67名、不承認0名、委任状743名、及び出席者賛成多数により承認されました。



～ケアマネ奮闘記～

札幌市社会福祉協議会 中央相談センター 島崎 顕生



「居宅一年生」この春、6年間所属していた地域包括支援センター部門から初めて居宅介護支援事業所へ異動となった。

4月：モニタリングひと回り目。

皆さん新しいケアマネに緊張もしくは警戒しているのか、正直言って話は弾まない。

中には「ハンコ押したら帰れ」と言う方もいた。ケアマネは毎月来るものだから、たいして物珍しくもないだろう。拍子抜けを乗り越えて自分自身の面接技術を疑ってしまう。

それに、皆さん一様に「特に変わった事は無いよ」と口を揃えて言う。

なんだか物足りない感じだ。

包括の時は3か月に一度の訪問だったが、皆さんダムが堰を切ったように話し続ける。3か月というのは短いようでこんなにもドラマティックなことが起きるのかと、疲労を乗り越えて毎回感心してしまう。まるでNHKの「ファミリーヒストリー」だ。

たしかに、3か月と1か月の違いはあるかもしれない。要支援と要介護の違いがあるかもしれない。でもきっとそれぞれに何かがあり、何かを感じたに違いない。その出来事がさらにより良い生活に結び付く糸口になると信じている。

この原稿を執筆中の5月。モニタリングも後半戦に差し掛かってきた。先月よりは話が弾む。

この一か月の間にどれだけドラマティックな人生だったか改めて聴こうと思う。もし起こっていないければ、それを起こすのがケアマネの仕事かもしれない。そんなことを思っていたら漫画「ヘルプマン！」を数年ぶりに読み返してみたくなった。



～ケアマネから寄せられた声にコメントをつけて掲載します～



訪問終了。利用者宅から出て、やれやれと思って車をバックしたところ、電柱が勝手に近づいてきて、公用車が「グシャッ!」、聞いた事もない音を立ててしまった。

→わかるよ～。長くなった面談や、なかなか提案を受け入れてくれなかったケースが理解を示してくれた時なんかは、気持ちが楽になったり、軽くなったり、気が抜けたり、ゆるんだりで油断してしまうよね。怪我がなかったこと、誰かを傷つけなかった事は良かったと思いますよ～。でも事業所に帰るまでが訪問業務だよ。

豪雪で大変な時でも訪問は欠かせない。訪問宅前の雪山を少しだけ反動つけたら住改で付けた手すりとのフロントガラスが・・・訪問宅への工事費と物損保障の対象にならず事業所負担・・・。人が無事だったので良かったです。

→わかるよ～。冬季期間の運転って大変だよ。でも本当に人が無事でよかったと思わなければ。

ケアマネあるある つづき

利用者宅に入ったらすぐ携帯へ連絡が・・・。駐車違反の苦情が地域住民より事業所へ入っていると連絡！

→わかるよ～。車を停めるスペースは必ず自前にご本人やご家族へ確認をしておきましょう。
確認をすると利用者さんやご家族さんは意外と駐車スペースを見つけてくれます。

また、市営住宅やマンションなどでは、駐車スペースを設けて独自のルールを作っている自治体も多くなってきました。『確認』して『実行する』ことで自分達の運転免許証を守りましょうね。

あと攻略として

- ①管理人さんと仲良くなっておく。管理人さんに新規訪問の場合や定期訪問等も含めて挨拶をしに行くとういことも。
- ②訪問票の活用。市営住宅入口にある訪問票か車に何号室にいますと書いた紙を張っておけば、不審車両扱いされずに良いかもしれません。

駐車場確保として（住宅街版）

- ①店舗の活用→大型店であれば買い物（ジュースくらい）すれば大丈夫
小型（コンビニ・ドラッグストア）であれば店長さんに高齢者の訪問でといえばダメと言わないはず・・・
- ②他利用者宅の駐車場→そのエリア内で駐車しやすい利用者宅も意外と近くにあったりして、リストをつくり活用が有効です。

市営住宅やマンションに駐車する際って初めての所や同じ建物でも新規利用者宅に行く際に最初に管理人さんに挨拶だけでもしておく、結構、その利用者さんの情報を知っていたり、緊急の際にマンション管理人さんからSOSの発信があったりと連絡をくれたりした事もあるので大切な地域の目、社会資源として駐車場確保のテクニックも含めて挨拶はしておいた方が良いかもねえ。

事業所の公用車を使って訪問する事が多いかと思いますが事業所名が車体についている。看板を背負っている事からも、交通ルールも訪問先のマナーも大切だね。

訪問先の玄関を出て車に。フロントガラスに見慣れないシールが。目の前が急に暗くなり、今までの思い出が走馬灯のように・・・。

わかるよ～。

訪問先に駐車場がない家や、季節によっては止めづらい所もあるよね。標識で駐車を禁止している場所や法的にも駐車を禁止している場所では出来ないのねー。

例えば

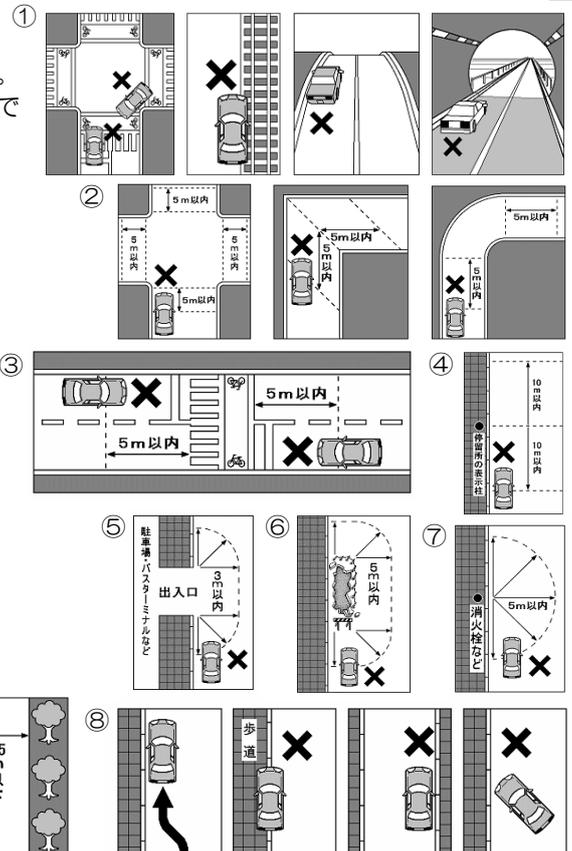
⊗ 駐停車禁止

- ①交差点、横断歩道、自転車横断帯、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル
- ②交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内
- ③横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内
- ④バス停の標示柱の位置から10メートル以内（運行時間に限る）

⊗ 駐車禁止

- ⑤駐車場や車庫などの自動車の出入り口から3メートル以内
- ⑥道路工事区域の側端から5メートル以内
- ⑦消火栓等から5メートル以内
- ⑧車両を駐車する時は、道路の左側端に沿う。
（歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反）
- ⑨駐車すると片側が3.5メートル以上の余地がなくなる場所
（冬季は雪山になった所から3.5メートル以上の余地がない）

・利用者宅の駐車スペースに駐車しても車体が歩道に掛っていたら（タイヤじゃないよ、車体だよ）細かい部分では他にもありますが、注意しようねえ～



掲示板コーナー

区支部研修会の最新情報は、会ホームページ
<http://sapporo-cmrenkyo.jp/> をご覧ください。



平成25年度第1回札幌市ケアプラン指導研修会 開催案内

介護支援専門員が在宅、施設それぞれの場で適切にケアマネジメントを行い、ケアプランを作成することができるよう支援し、もって介護支援専門員の質の向上を図ることを目的として開催いたします。

主催 札幌市
共催 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
日時 平成25年6月25日(火)
 13:30~16:30 ※受付開始12:30
会場 札幌コンベンションセンター 大ホール
 〒003-0006 札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1
 ※地下鉄東西線東札幌 徒歩8分
 専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
定員 750名
 1,000円(会場費・資料代として)
講師 厚労省 老健局振興課 地域包括ケア推進官
 (併任)課長補佐 岡島 さおり 氏
内容 仮)地域包括ケアに資するケアマネジャーの役割
 開会挨拶(13:30~13:50)
 札幌市・札幌市介護支援専門員連絡協議会
 講 義(13:50~16:30)



申込み 対象事業所には別途ご案内しておりますのでご確認ください。事業所に所属されていない方は本会ホームページをご覧ください。下記事務局までご連絡ください。

申込み締切日 平成25年6月13日(木)

問合せ先 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局
 〒010-0010
 札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F
 TEL 792-1811
 FAX 792-5140



平成25年度「ケアマネ受験対策講座」ご案内

介護支援専門員を目指されている方がおりましたら、ご周知くださいますようお願いいたします。

主催 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
前期 平成25年7月20日(土) 10:00~17:15
会場 札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室
 (中央区大通西19丁目 地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分) ※公共交通機関でのご来場を推奨
後期 9月7日(土)、9月8日(日) 10:00~16:30
会場 TKP札幌ビジネスセンター ヒュリック札幌ビル5階
 (中央区北3条西3丁目 地下鉄南北線「さっぽろ」駅9番出口直結) ※公共交通機関でのご来場を推奨
定員 100名
受講料 前期セット:10,000円、前期模擬Aのみ:5,250円
 前期講義のみ:7,000円、前期後期セット:25,000円
 後期セット:18,000円、後期模擬Bのみ:5,250円
 後期2講義のみ:14,000円、両模擬のみ:9,450円
 ※受講料その他詳細についてはホームページでご確認ください。
その他 講師のレジュメ(資料)は当日お渡しします。

前期と後期の会場が異なります!お間違えないようご確認ください!



内容
前期 7月20日(土) 10:00~ 模擬試験A
 13:15~17:15 『ケアマネ試験における基本講座』
後期 9月7日(土) 10:00~ 模擬試験B
 13:15~16:30 『保健医療サービス分野の集中講座』
 9月8日(日) 10:00~16:30
 『介護分野を中心としたケアマネ試験集中講座』
申込み 本会ホームページをご覧ください。下記事務局までご連絡ください。
申込み締切 7月5日(金) (後期は8/23(金)まで可)
問合せ先 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局
 TEL 792-1811
 FAX 792-5140